

消セ第 1269 号
令和 5 年 7 月 12 日

各高等学校 校長・准校長 様

大阪府消費生活センター所長

「笑い DE 学ぶ消費者トラブル HS (ハイスクール) 編」の周知に係る
協力について (依頼)

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
成年年齢が 18 歳に引き下げられて一年が経過しました。令和 4 年度大阪府内の消費生活
相談窓口寄せられた相談件数 (速報値) は 72,858 件で令和 3 年度と比較して 2,061 件増
加しており、年代別の内訳では 18, 19 歳からの相談が増加しています。相談内容は、「エ
ステ」「定期購入」「内職・副業」が多く、背景として、契約に関する経験の少ない若者が、
契約内容を十分に理解することなく、安易に締結してしまったことが考えられます。

大阪府消費生活センターでは、消費者被害を未然に防止するための啓発事業を実施し
ており、その一つとして人気お笑い芸人に若者に多い消費者トラブルについてコントで
演じてもらい、被害を防ぐポイントをわかりやすく解説した動画をウェブ配信していま
す。

若者が陥りやすい消費者トラブルを数多く紹介していますので、別添チラシを御活用
いただき、生徒や可能であれば保護者等への周知について御高配賜りますよう、お願い
申し上げます。

記

動画名称：笑い DE 学ぶ消費者トラブル 2020～2022

動画内容：定期購入・マルチ商法・副業・エステ・オンラインゲームなど 計 15 本

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/wakamono/index.html>

QR コード：



※本動画は 公益財団法人 消費生活支援センター主催の、「消費者教育教材資料表彰
2023」にて優秀賞を受賞しました。この賞は全国の行政、企業業界団体、消費者
団体、NPO などが作成した教材資料のうち、教育現場で役立つ教材に贈られます。

担当 大阪府消費生活センター事業グループ 延廣
住所 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC・ITM 棟 3F)
電話 06-6612-7500